# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

喜多方市長

### 公表日

令和4年4月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種に関する事務			
②事務の概要	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。(1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務(2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務(3)予防接種による実費の徴収に関する事務(4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供・予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付			
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)			
2. 特定個人情報ファイル	名			
住民健診情報ファイル 母子係	保健情報ファイル 予防接種情報ファイル 保健指導情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する)</li><li>(要施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>			
②法令上の根拠	<ul> <li>・番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2</li> </ul>			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	保健福祉部保健課			
②所属長の役職名	保健課長			
6. 他の評価実施機関				

保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策課(新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部保健課 電話0241-24-5223 連絡先

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		14年3月31日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	]4年3月31日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 〇 ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提供	を除く。) [〇]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接	続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・	消去		✓ N22 LT 64 ×				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・	<b>岑発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	初版作成				
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ	市民部保健課	保健福祉部保健課	事後	機構改革に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	保健福祉部保健課	.総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例 改正に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根 拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第10条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条	事後	主務省令の名称記載の整理
	情報提供ネットワークシステム による情報連携(②法令上の 根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年12月12日付け令 第7号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	者		課長 松崎裕美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	者		課長 五十嵐俊之	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部 署	課長 五十嵐俊之	保健課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
平成31年4月1日	情報提供ネットワークシステム による情報連携(②法令上の 根拠)	<ul> <li>・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 17,18,19の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 情報照会の根拠 第13条</li> </ul>	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,12条の3, 13条,13条の2	事後	根拠条項の追加
令和2年8月11日	評価の再実施				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月11日	個人番号の利用(法令上の根 拠)	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条、第67条の2	事前	
令和2年12月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,12条の3,13 条,13条の2	<ul> <li>・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第 13条,第13条の2,第59条の2</li> </ul>	事前	
令和3年2月4日	特定個人情報を取り扱う事務 (②事務の概要)	る有に対し対ける人は対同で有定して予防接種で行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該を持ちに起因する健康被害に対する条件を	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月17日	特定個人情報を取り扱う事務 (②事務の概要)	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。(1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務(2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務(3)予防接種による実費の徴収に関する事務(4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和3年5月17日	特定個人情報を取り扱う事務 (③システムの名称)	健康管理システム 統合宛名システム 中間 サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間 サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録シス テム(VRS)	事後	
令和3年5月17日	個人番号の利用(法令上の根 拠)	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月27日	情報提供ネットワークシステム による情報連携(②法令上の 根拠)	・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第 13条,第13条の2,第59条の2	<ul> <li>・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第 13条,第13条の2,第59条の2</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月2日	特定個人情報を取り扱う事務 (②事務の概要)	・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。(1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務(2)予防接種法及び新型インフルエンザによる健康被害救済の給付の支給に関する事務(3)予防接種による実費の徴収に関する事務(4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種常の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	・ 予防接種法に基づき、A 知疾病及 O B 到疾病のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 (1)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種法及び新型インフルエンザによる予防接種の実施に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務 (3)予防接種による実費の徴収に関する事務 (4)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後、接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明	事後	
令和3年9月1日	個人番号の利用(法令上の根 拠)	染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステム による情報連携(②法令上の 根拠)	<ul> <li>・番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第 13条,第13条の2,第59条の2</li> </ul>	<ul> <li>・番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 16の2,17,18,19,115の2項 情報提供の根拠 16の2,16の3項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2,第12条の3,第 13条,第13条の2,第59条の2</li> </ul>	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	個人番号の利用(法令上の根 拠)		・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	6. 他の評価実施期間		保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策課 (新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)	事後	組織改編に伴う変更